

# 重 要 事 項 說 明 書

社会福祉法人花尾保育会

花尾第二保育園

# 花尾第二保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 花尾保育会
所 在 地	山口市徳地島地354
電 話 番 号	0835-54-0210
代 表 者 氏 名	理事長 榊原正勝

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	花尾第二保育園
施 設 の 所 在 地	山口市江良二丁目1-17
連 絡 先	電 話 番 号 083-922-7801 F A X 083-922-7802
管 理 者	園 長 村 中 直 樹
対 象 児 童	「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	2号認定 3歳児 5人 4歳児 6人 5歳児 6人 3号認定 0歳児 3人 1歳児 5人 2歳児 5人
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日

## 3 保育目標・運営方針

### 【保育理念】

すべての子どもが健やかで心豊かに育つように支えます。  
○ぬくもりのある家庭的な良い環境で安心して遊びます。  
○一人一人を大切に、伸びていこうとする力を引き出します。  
○質の高い保育を目指し、優しさのある子育てに努めます。

### 【保育方針】

○一人ひとりの幼児の人格を尊重し、主体性を育てます。  
○すべての家庭の子育てと就労を支えます。  
○地域の子育てを支援し、世代間交流を深めます。  
○小学校との連携を重視し、小学校教育への移行がスムーズに行えるよう配慮した保育に努めます。

### 【保育目標】

○花尾八幡宮の神さまのもとで、和をもって『明るく元気な子になろう』  
○健康で感性豊かな子  
○思いやりのある子  
○興味をもって自分で考えて行動する子

#### 4 本園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	863.95	m <sup>2</sup>
	園庭	298.50	m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨平屋	造
	延べ面積	252.50	m <sup>2</sup>
飛び地園庭	敷地全体	826.95	m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	床暖房、エアコン
ほふく室	1室	床暖房、エアコン、沐浴設備、調乳設備
保育室	1室	床暖房、エアコン
調理室	1室	オール電化厨房
事務室	1室	床暖房、エアコン、職員用トイレ
トイレ室	1室	園児用（小便器3、洋式便器3）、職員用 洋式便器1

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1名	1名	—	
主任保育士	1名	1名	—	
保育士	6名	3名	3名	
調理員	3名	1名	2名	調理師資格有(常勤) 保育補助兼務(1名)
事務員	1名	1名		
小児科医	嘱託1名	定期的に子どもの内科検診を行います。(年2回)		
歯科医	嘱託1名	定期的に子どもの歯科検診を行います。(年1回)		

※ 本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日山口市条例第29号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

##### <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (8:00 ~ 19:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯 (7:00 ~ 18:00)
保育士	正規の勤務時間帯 (7:00 ~ 19:00)
調理員	正規の勤務時間帯 (8:00 ~ 16:00)
保育補助員	正規の勤務時間帯 (8:00 ~ 16:00)
事務員	正規の勤務時間帯 (7:00 ~ 18:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の**保育料の他に、別途利用者負担**が必要となります。)

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の**保育料の他に、別途利用者負担**が必要となります。)

**※延長保育は1歳児クラスからご利用できます。**

## 8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	12時頃	3時頃	
1歳児	10時頃	12時頃	3時頃	
2歳児	10時頃	12時頃	3時頃	
3歳児	10時頃	12時頃	3時頃	
4歳児	10時頃	12時頃	3時頃	
5歳児	10時頃	12時頃	3時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察等を受け、「アレルギー疾患生活管理指導表」を作成してもらって必ず提出してください。

## 9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

### (1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を負担していただきます。

## 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容	金額	お支払方法
副食費	副食（おかず）代 3歳児から5歳児	月額 4,500円	月末に集金袋により 納入いただきます
月刊誌	月刊教材（絵本） 1歳児から5歳児	月額 400 ～500円程度	月末に集金袋により 納入いただきます
親子バス遠足	参加会費 年1回（5月頃）	参加人数、行先により 変わります	開催月の月末に 徴収いたします
保育参観	参加会費 年1回（7月頃）	大人 200円 在園児以外小人 100円	開催月の月末に 徴収いたします ※会費が必要な場合のみ
おもちつき会	参加会費 年1回（12月頃）	大人 200円 在園児以外小人 100円	開催月の月末に 徴収いたします ※会費が必要な場合のみ
延長保育料	保育標準時間認定 18:15～19:00 保育短時間認定 7:00～7:30 17:00～	1日（一人当たり）100円	1ヶ月分をまとめて 月末に徴収いたします
制服等	かばん、帽子、園児服 体操服、体操帽子、遊び着	制服等費用別表	その都度集金袋にて 徴収いたします
その他用品	クレヨン、はさみ等、保育に必要な個人用品	新学期用品費用別表	

※製品の仕様や、価格が変更になる場合があります。

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合には、領収書を発行します。月刊誌など諸費集金袋により納めていただく費用につきましては、集金袋、おたより帳への領収印にて対応しています。別途領収書の発行を希望される方は、お申し出下さい。

## 11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 小児科

医療機関の名称	永田こども クリニック
医院長名	永田 万年
所在地	山口市三の宮二丁目7-4
電話番号	083-924-3330

### (2) 歯科

医療機関の名称	石原まごころ歯科
医院長名	石原 亮尚
所在地	山口市大内矢田961-1
電話番号	083-927-8018

## 12 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	保育主任
	・ご利用時間	8:00～16:00
	・電話番号	083-922-7801
	・FAX	083-922-7802
	※ 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	社会福祉法人 花尾保育会 監事	
	連絡先は玄関掲示板に掲示	

### 14 非常災害時の対策・対応

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。 平成28年1月14日届出	
防災設備	・非常警報装置	有
	・誘導灯	有
	・火災警報器 ..	有
	・その他、敷物、建具等の防災処理	有
避難・消火訓練	避難訓練は毎月1回、消火訓練、通報訓練は年2回実施。	
緊急避難場所	第1避難場所	第二保育園園庭東門付近
	第2避難場所	花尾第二保育園第二園庭 大殿地域交流センター
引き渡しについて	災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。原則として保護者の方へ引き渡します。保護者以外の方への引き渡しは保護者からの確認が取れるまで、引き渡しを拒否する場合があります。	
保護者への連絡	保護者への連絡は、システムによる一斉通知または電話もしくはメールにて行います。原則として連絡を優先しますが、災害の状況に応じて避難後に連絡をする場合があります。緊急避難の場合は、園の所定の場所(通用口)へ避難先を掲示します。	
保護者と連絡が取れない場合	緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。	
台風	状況により、早めのお迎えをお願いする場合があります。 山口市に大型台風直撃の可能性がある場合、自宅待機(家庭保育)をお願いする場合があります。	

### 15 利用者に対する保険の種類・内容

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全社協 保育所の損害補償	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	死亡、後遺障害、入院等	死亡、障害見舞金等

### 16 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では、子どもの人権の擁護および虐待の防止を図るため、マニュアルを作成し、責任者の設置や、その他必要な体制の整備を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

## 17 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取り扱います。また次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供または使用することがあります。

保育所児童保育要録を送付するとき	小学校就学の際に、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。
緊急を要するとき	緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うことがあります。
保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき	保育を提供するにあたり、知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。
他の保育所に転園する場合 その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合	他の施設との間で連絡調整が必要なときは、情報提供を行うことがあります。他の施設から情報提供の要請があった場合、保護者の方の同意を得てから情報を提供いたします。
子どもおよび世帯の情報	提出された資料の子どもおよび世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

## 18 本園におけるその他の留意事項

登園時間	朝の活動を行いますので、9時30分までには登園してください。
欠席または遅れる場合	欠席または登園が遅れる場合は、9時30分までには電話でご連絡ください。
園児の送迎について	乗降車は必ず駐車スペースをお願いします。
慣らし保育について	入園後7日から10日間は慣らし保育にご協力ください。
体調の確認	登園前にご家庭で機嫌の良し悪し、食欲の有無、発熱の有無、排便の有無などをご確認いただき、いつもと様子が異なっている場合は登園時に職員へお伝えください。
発熱がある場合	体温が37.5℃以上あるいは平熱より1℃以上高い場合、登園を控えてください。また、登園後、発熱があった場合は連絡をいたしますので、早めのお迎えをお願いします。
感染症	麻疹(はしか)、水痘(水ぼうそう)、インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症に感染した場合、学校保健安全法施行規則第19条の基準に準じて出席停止となります。再登園日については、医師の診断を仰いでください。また、再登園の際は、健康(全身)状態が保育所での集団生活に適應できる状態に回復しているかにも注意してください。
主食について	月曜日から土曜日まで、弁当箱にご飯を詰めてお持ちください。(3歳から5歳児)
与薬について	与薬がどうしても必要な場合、医師の処方した薬に限り、与薬依頼書と一緒にお薬を職員へ手渡ししてください。別紙「保健のお願い」
乳幼児突然死症候群(SIDS)について	健康面に異常のない赤ちゃんが、睡眠中に突然死亡する病気です。原因はまだよくわかっていません。当園では、睡眠中の確認を定時に行います。
園バスでの移動について	行事等で園バスを使用することがあります。園バスにて移動する場合は、事前にお知らせをいたします。当園の園バスの運用マニュアルに従い、事故防止に努めます。なお、自動車保険に加入しています。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。